

## 防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書

近年、気候変動により台風、ゲリラ豪雨、線状降水帯の発生に伴う河川氾濫や土砂災害等各地で自然災害が頻発している。当市においても、本年8月3日からの大雨により、これまでに経験のない豪雨に直面し、土砂崩れや内水氾濫による家屋の損壊など甚大な被害が発生した。

現在、国では国土強靱化を確実に推進していくため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」から「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に移行し、継続した取組が実施されている。

当市は、令和3年3月に「村上市国土強靱化地域計画」を策定し、風水害を含めた大規模災害への対策を進め、建築物や河川・道路をはじめ防災対策に積極的に取り組んでおり、併せて国、県の災害対策実施と河川敷立木伐採や河川整備が促進されたことによって、8月3日からの大雨においても一級・二級河川の大規模な外水氾濫は免れ、半世紀前の羽越水害のような多くの人命を失う未曾有の災害を防ぐことができたと考えられる。

今後はさらに大規模な自然災害から市民の生命・財産を守るため、計画目標が達成できるよう、十分な財源を確保することが必要不可欠である。

よって、新潟県においては、あらゆる災害の未然防止と発生後の迅速な対応に向け、国土強靱化対策の一層の推進が図られるよう、下記事項に特段の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 近年頻発する大規模災害に鑑み、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が着実に実施できるよう、必要な予算・財源を例年以上の規模で確保し、計画的に事業を推進すること。また、対策期間完了後においても、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと。
- 2 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、県の災害関連部局及び地域振興局に係る人員体制の充実・強化や災害対応に必要な資機材の更なる確保に取り組むこと。
- 3 三面川水系・石川水系・荒川圏域河川整備計画に基づく、河川の整備促進を図るとともに県管理河川において、治水上支障となる立木の伐採及び堆積土砂の浚渫など維持管理を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月23日

新潟県村上市議会

提出先

新潟県知事 花角 英世 殿